

物品売払契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の物品売払契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付し、甲は、引渡期間までに契約物品を乙に引渡すものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(代金の納付)

第3条 乙は、契約代金を甲側の発行する納入告知書又は口頭告知により指定の期日及び場所に納付し、受領書等の交付を受けるものとする。

2 乙が、前項の規定に基づく納付期限を過ぎて契約代金を納付したときには、納付期限の翌日から起算して納付の日まで、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(搬出)

第4条 契約物品の搬出は、契約代金納入後乙の負担において行うものとし、乙は甲の発行する領収書等を甲の指名した係官に提示し、引渡期限内に搬出しなければならない。

2 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又は乙の代理人とが立ち会いの上、確認する。

3 甲は、乙が引渡期限までに契約物品を搬出しないときには、乙の負担において、他に搬出し又は他に保管を託すことができる。

(引渡期間の延期)

第5条 乙は、引渡期限までに契約物品の搬出ができないときには、甲に対しその理由を明らかにして、速やかに延期についての申請をし、その承諾を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ、業務に支障がないと認めた場合には、延期について承諾するも

のとする。

（所有権の移転）

第6条 契約物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。

2 前項に規定する所有権の移転後に生じた物品の滅失毀損等は、すべて乙の負担とする。

（無償の契約解除）

第7条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が契約代金納入前に契約の解除を申し出て甲がこれを承諾したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（有償の契約解除）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、この契約の全部又は一部を解除し、契約保証金は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合、乙は、解除部分の金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が100円未満であるときにはこの限りでない。

(1) 乙が書面により、契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示監督に従わないとき。

(3) 乙が甲の承諾を得ないで、指定の期日までに契約代金を納付しないとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 甲は、自己の都合により契約代金納入前において契約を解除することができる。

3 乙が、第1項に規定する違約金を指定の期日までに納付しないときには、第3条第2項の規定を準用する。

（損害賠償の請求）

第9条 乙は、前条第2項の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行うものとし、損害賠償の額は甲乙協議の上、定めるものとする。

（信用等の調査）

第10条 甲は、乙の信用調査又は債権保全及びこの契約の履行の確保その他特に必要があるときには、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は乙の事務所等において帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 甲は、前項の規定により乙の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らしてはならない。

（秘密の保持）

第11条 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合には、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（人権配慮の取組）

第12条 この契約においては、受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（その他）

第13条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じたときには、甲乙協議の上、解決するものとする。